

京都市上下水道事業審議会の設置について

1 審議会設置趣旨・目的

上下水道事業を取り巻く経営環境は、節水型社会の定着や人口減少による水需要の減少に加え、物価や金利の上昇等により、一層厳しさを増していくと見込まれる。そのような中でも、長期的な視点に立ち、老朽化した管路・施設を計画的に更新し、市民生活を支える重要なライフラインである上下水道を将来にわたって守り続けるとともに、大地震や頻発化・激甚化する大雨などの災害への対策も強化していく必要がある。

このような状況を踏まえ、将来にわたり安全・安心で持続可能な上下水道事業を継続して運営するとともに、中長期を見据えた次期経営ビジョンの策定に向けた検討を進めていく必要があること等から、上下水道事業の運営に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議する「京都市上下水道事業審議会」を令和7年度から設置する。

※ 令和7年2月市会に京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の改正に係る議案を提出

2 審議会の概要

| 名称 | 担任する事務 | 委員の定数 | 委員の任期 |
|--------------|---|-------|-------|
| 京都市上下水道事業審議会 | 持続可能な上下水道事業の運営に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。 | 20人以内 | 2年 |

※ 令和7年3月31日付けで「京都市上下水道事業経営審議委員会」を廃止し、同委員会での所掌事項を「京都市上下水道事業審議会」に集約する。